

◇鳥取県民参画基本条例の新設について

1 条例の新設理由

県民に開かれた公正な県政を確立し、もって県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現するため、県政運営における県民参画の基本理念を定めるとともに、県民参画のための情報公開、広聴及び県民投票の基本的事項について定める。

2 条例の概要

(1) 目的	県政運営における県民参画の基本理念を定めるとともに、県民参画のための情報公開、広聴及び県民投票の基本的事項について定めることにより、県民に開かれた公正な県政を確立し、もって県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。
(2) 基本理念	<p>県民参画は、次の事項を基本として行われなければならない。</p> <p>ア 県民が県政運営について判断するために必要な情報を入手し、意見を表明する機会が広く与えられること。</p> <p>イ 県民の意見の多様性を尊重し、できる限り多くの意見を受け入れること。</p> <p>ウ 異なる意見を統合し、合意の形成を図る過程を大切にすること。</p> <p>エ 県民と県との協働による地域づくりを推進すること。</p>
(3) 県民の権利及び責務	県民は、県政に関する情報について知る権利を有するとともに、その役割を自覚し、県政に関する情報を県と共有するよう努めるものとする。
(4) 情報の提供	<p>ア 県民は、県による情報提供に関し、詳しく、かつ、分かりやすい説明を行うよう求めることができる。</p> <p>イ 県は、県政に関する情報を多様な媒体を活用して積極的に提供し、県民が正確かつ容易に情報を得られるよう努めなければならない。</p>
(5) 情報公開	県は、県政に対する県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うするため、情報公開の請求には適正に対応しなければならない。
(6) 県民参画の手法	<p>ア 県は、施策の立案、決定、実施、評価、見直し等の過程の多くの段階において県民に情報を提供し、県民の意見を聴くための多様な手法を用いるよう努めなければならない。</p> <p>イ 県は、県政に関して県民の意見、提言等を求める場合には、多様な意見、提言等を把握するため、県民の利便性に配慮して複数の手法を組み合わせるよう努めなければならない。</p> <p>ウ 県は、県政に関して県民の意見、提言等を求めていることを県民が的確に把握できるよう、多様な媒体を活用して積極的に周知しなければならない。</p> <p>エ 県は、県民参画を推進するため、県民との協働により業務を実施するよう努めなければならない。</p>
(7) 意見等の募集	<p>ア 県は、県政運営及び政策の基本的な方針その他の重要な事項を定める計画、県民生活に与える影響が大きい条例その他の施策等の立案又は廃止を行うに当たっては、原則として、その案の内容その他必要な情報を公表し、意見等の提出先及び提出期間を定めて県民の意見等を求めなければならない。</p> <p>イ 県は、県民の意見等を求める場合には、意見等を求める事項を明確に提示するとともに、必要に応じて県民に説明する機会を設け、県民との意見の交換を行わなければならない。</p> <p>ウ 県は、県民の意見等を求めたときは、その意見等に対する考え方を公表しなければならない。</p>

(8) 意見等の提出	<p>ア 県民は、県の施策等に対する意見、提言等を県に提出することができる。</p> <p>イ 県は、意見、提言等の提出があったときは、遅滞なく、その内容及び県の対応方針等を取りまとめ、公表しなければならない。</p>
(9) 意見等への誠実な対応	<p>県は、県政に対する県民の意見等の提出があったときは、その内容を検討し、県政の運営に資すると認められるものについてはできるだけ速やかに県政に反映するよう努めなければならない。</p>
(10) 委員の公募等	<p>県の執行機関は、県政運営について調査、意見の聴取等を行う機関（著しく専門性の高い機関を除く。）の委員を任命する場合には、その設置目的等に応じ当該委員の一部の者を公募し、これに応じた者から任命するよう努めなければならない。</p>
(11) 県民投票の対象事項	<p>県民投票は、次のいずれかに該当する事項であって、県民に直接その意思を問う必要があると認められるものについて行うことができる。</p> <p>ア 県の存立の基礎的条件に関する事項</p> <p>イ 県の実施する特定の重要施策に関する事項</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもののほか、現在又は将来の県及び県民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項</p>
(12) 投票資格者	<p>県民投票の投票資格者は、県内の市町村の選挙人名簿に登録されている者で知事及び県議会の議員の選挙権を有するものとする。</p>
(13) 県民投票の発議	<p>県民投票の実施について、次の場合に発議することができる。</p> <p>ア 市町村の選挙人名簿に登録されている者の総数の10分の1以上の3分の1未満の者の連署をもって、その代表者から知事に対し、県民投票の実施の請求があり、知事が発議する場合</p> <p>イ 県議会の議員が、県民投票の実施を発議する場合</p> <p>ウ 知事が、自ら県民投票の実施を発議する場合</p>
(14) 県民投票の実施	<p>ア 県民投票は、次のいずれかに該当する場合に実施する。</p> <p>(ア) 投票資格者の署名の数がその総数の3分の1の数（その総数が40万人を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万人に3分の1を乗じて得た数とを合算した数）以上のとき。</p> <p>(イ) (13)ア、イにより県民投票が発議され、県議会の過半数が賛成したとき。</p> <p>(ウ) (13)ウにより知事が発議し、県議会の過半数の反対がなかったとき。</p> <p>イ 県議会は、県民投票の実施について審議するときは、請求の代表者、知事の意見を聴く機会を設けなければならない。</p>
(15) 選択肢等の検討	<p>ア 知事は、県民投票で選択する選択肢及び投票の判断に資する情報について、鳥取県県民投票選択肢等検討委員会を設置して検討することができる。</p> <p>イ 知事は、次のいずれかに該当する場合には、必ず委員会を設置する。</p> <p>(ア) 投票資格者の3分の1以上の連署により県民投票を実施する場合。</p> <p>(イ) 県民投票の実施の発議があった場合で、県議会の求めがあったとき。</p> <p>ウ 知事は、委員会の検討の結果を尊重して選択肢を決定するものとする。</p>
(16) 投票運動	<p>ア 県民投票に関する投票運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。</p> <p>イ 投票運動の期間は、告示日から投票日の前日までとする。</p>
(17) 県民投票の成立要件	<p>県民投票は、投票した者の総数が当該県民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票は行わない。</p>

(18) 結果の尊重	知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者及び県議会は、県民投票の結果を尊重しなければならない。
(19) 施行期日等	施行期日は、平成25年10月1日とする県民投票に係る部分を除き、公布日とする。

◇鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

控除対象特定非営利活動法人に対する寄附を促進し、その発展に資するため、控除対象特定非営利活動法人の指定手続及びその適正な運営を確保するための措置等について定める。

2 条例の概要

(1) 目的	控除対象特定非営利活動法人の指定手続及びその適正な運営を確保するための措置等について定めることにより、控除対象特定非営利活動法人に対する寄附を促進し、その発展に資することを目的とする。
(2) 指定手続を行う基準	<p>1 知事は、申出をした特定非営利活動法人が次の基準に適合すると認めるときは、指定手続を行うものとする。</p> <p>(1) 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。</p> <p>(2) 事業内容が適切であるものとして、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 行った事業が、新たな時代の扉を開く活動、様々な活動等をつなげる活動、環境、生活等を守る活動などの活動を推進するものであること。</p> <p>イ 地縁団体、市町村又は県からの表彰を受け、又はこれらの者と協力して事業を行ったこと。</p> <p>(3) 広く県民等からの支援を受けているものとして、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 年間1,000円以上の寄附者が年平均50人以上いること。寄附者のうち少なくとも1人は、県民であること。</p> <p>イ 特定非営利活動に携わったボランティアが年平均50人以上いること。ボランティアのうち少なくとも1人は、県民であること。</p> <p>(4) 事業報告書等、役員名簿及び定款等を事務所に備え置き、閲覧させていること。</p> <p>(5) 活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。</p> <p>(6) 法令等に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。</p> <p>(7) 申出の直前に終了した事業年度の末日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。</p> <p>2 県内の市町村の条例で控除対象特定非営利活動法人として定められている特定非営利活動法人が1の基準に適合するものと同様であると認めるときは、当該基準に適合しているものとみなす。</p>
(3) 報告及び検査	知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務、帳簿等を検査させることができる。
(4) 勧告、命令等	1 知事は、取消事由に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、期

	限を定めて、改善措置を採るべき旨の勧告をすることができる。 2 知事は、勧告を受けた控除対象特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
(5) 罰則	指定手続の申出に関し虚偽の申出をしたとき、役員名簿の変更の届出をしなかったときなどの場合においては、控除対象特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、5万円以下の過料に処する。
(6) 施行期日等	1 施行期日は、公布日とする。 2 所要の経過措置を講ずる。 3 知事は、平成29年度末を目途として、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

◇鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

新型インフルエンザ等の危機の発生に対して迅速かつ確な対応を行うため、危機の種別に応じて設置される危機管理対策本部、災害対策本部、国民保護対策本部及び新型インフルエンザ等対策本部の本部長の職務等について統一して定める。

2 条例の概要

(1) 危機管理対策本部、災害対策本部及び国民保護対策本部等の3つに分かれていた条例を統合する。

(2) 新型インフルエンザ等対策本部についても、本部長が事務を総括するなど他の対策本部と同様に運営することとする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日とする(2)及びウの(ア)を除き、公布日とする。

イ 次の条例を廃止する。

(ア) 鳥取県災害対策本部条例

(イ) 鳥取県国民保護対策本部等に関する条例

ウ 次の条例について所要の改正を行う。

(ア) 職員の給与に関する条例

(イ) 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例

◇鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

全国的に脱法ハーブ等の薬物による健康被害が発生し、社会問題となっていることから、県内での被害の発生を未然に防止するため、薬物の濫用の防止について、施策の基本となる事項及び必要な規制を定める。

2 条例の概要

(1) 目的	薬物の濫用の防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、薬物の摂取による健康及び安全に対する被害の発生を未然に防止し、もって、県民生活の安全及び平穩の確保を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。
(2) 定義	この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 ア 大麻、覚せい剤、麻薬、向精神薬、あへん、トルエン等 イ 薬事法に規定する指定薬物（以下「大臣指定薬物」という。） ウ ア及びイに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を

	<p>人の精神に及ぼす物であつて、濫用されることにより人の健康に対する被害が生ずると認められるものとして知事が指定するもの（以下「知事指定薬物」という。）</p>
(3) 県及び県民の責務	<p>ア 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。</p> <p>イ 県民は、薬物の濫用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の摂取による健康及び安全に対する被害を生じさせないよう努めなければならない。</p>
(4) 県民運動等	<p>ア 県は、県民に対する情報提供、啓発その他必要な施策を講ずることにより、薬物に対する理解及び関心を深め、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組む県民運動を推進するものとする。</p> <p>イ 知事は、県民運動を推進していくため、鳥取県薬物濫用対策推進計画を策定する。</p>
(5) 知事指定薬物の指定等	<p>ア 知事は、知事指定薬物を指定するときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>イ 知事指定薬物の指定は、公示によってその効力を生ずる。</p>
(6) 製造等の禁止	<p>何人も、次の行為をしてはならない。ただし、アからエまでの行為については、正当な理由がある場合には、この限りでない。</p> <p>ア 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。</p> <p>イ 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること。</p> <p>ウ 知事指定薬物の広告を行うこと。</p> <p>エ 大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること（イの場合を除く。）。</p> <p>オ 大臣指定薬物又は知事指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で購入し、受領し、若しくは所持すること。</p> <p>カ 大臣指定薬物又は知事指定薬物を多数の者が集まってみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。</p>
(7) 立入調査等	<p>知事は、この条例の施行に必要な限度において、(6)の行為若しくは薬事法で禁じられる大臣指定薬物の製造、販売、広告等の行為（以下「禁止行為」という。）を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>
(8) 警告及び命令	<p>ア 知事は、禁止行為を行った者に対し、当該禁止行為を行わないよう書面により警告を発することができる。</p> <p>イ 知事は、アの警告に従わない者に対し、禁止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>ウ 知事は、次のいずれかに該当するときは、禁止行為を行った者に対し、アの警告を発することなく、当該禁止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>(ア) 薬物の濫用による被害から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、警告を発するいとまがないとき。</p> <p>(イ) 禁止行為を行った者が、過去に警告を受けたことがあるとき。</p>
(9) 罰則	<p>ア (8)の命令（(6)ア又はイに掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す</p>

	<p>る。</p> <p>(ア) (6)ア又はイに違反して知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者</p> <p>(イ) (8)の命令((6)ウからカまでに掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者</p> <p>ウ (7)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p>
(10) 施行期日等	<p>ア 施行期日は、平成25年7月1日とする(8)、(9)及び(11)のイを除き、公布日とする。</p> <p>イ 必要な検討規定を置く。</p>
(11) 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正	<p>ア 青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるものを有害図書類の指定対象に加える。</p> <p>イ 次の行為を青少年が行い、又は青少年に対して行われる場所を提供することを禁止し、違反者には6月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科する。</p> <p>(ア) 麻薬、向精神薬、あへん又は覚醒剤の譲渡</p> <p>(イ) 大麻の栽培又は譲渡</p> <p>(ウ) 大臣指定薬物の製造又は販売</p> <p>(エ) 知事指定薬物の製造若しくは栽培又は販売</p>

◇鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、条例で県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法並びに県道の移動等の円滑化のために必要な基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 道路の区分等に応じた車線の数及び幅員とすること、設計速度等に応じた曲線形及び勾配とすること、交通の状況等を考慮して歩道等を設けること等の県道の構造の技術的基準を定める。
- (2) 県道に設ける道路標識の寸法は、視認性及び経済性に配慮して規則で定める。
- (3) 高齢者、障がい者等の円滑な移動を考慮した歩道等の構造とすること等の移動等の円滑化のために必要な基準を定める。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。